

議案第9号

橋本市水道事業審議会条例について

橋本市水道事業審議会条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年11月27日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 市長は、水道事業の円滑な運営を図るため、附属機関として橋本市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて水道事業の運営に関する重要な事項を審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係機関及び団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第 6 条 委員及び前条第 4 項の規定により会議に出席した者は、審議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。